

【公益目的事業】

《公一 聴覚障害者の福祉向上のための事業》

(概要)

当法人は、鳥取県内に在住する聴覚障害者の社会的な自立及び社会参加を促進するとともに、一人ひとりの聴覚障害者が一人の人間として、よりよい豊かな暮らしができる社会の実現を目指すために総合的な支援を実施している。また、聴覚障害者をはじめとして、広く県民の福祉の増進に関する事業を行い、もって社会福祉（共生社会）の発展に寄与している。具体的には、聴覚障害者の社会的な自立及び社会参加を促進するために、聴覚障害者に対する支援、聴覚障害者を支援する人材育成、県民等に対する啓発普及事業に取り組んでいる。

(1) 聴覚障害者に対する支援事業

ア) 聴覚障害者意思疎通支援事業（定款第4条第1号、第5号）

障害者総合支援法に定められている「地域生活支援事業（意思疎通支援事業）」の制度とされている分野の手話通訳等を担うものである。鳥取県内における聴覚障害者の生活とその福祉の向上のため、鳥取県全市町村より「聴覚障害者意思疎通支援事業」を受託して実施する。

また、聴覚障害者の社会的自立及び社会参加を促進するために必要なコミュニケーション支援を実施するため、鳥取県より「手話通訳者設置事業」を受託して実施する。

◎手話通訳者設置事業（市町村）

目的：身体障害者の福祉に理解と熱意を有し、専門的な技術と知識を修得した手話通訳者を設置し、地域における聴覚障害者及び音声・言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図る。

- 東部圏域専任手話通訳者派遣件数 900件見込
- 中部圏域専任手話通訳者派遣件数 450件見込
- 西部圏域専任手話通訳者派遣件数 810件見込

◎手話通訳者等及び要約筆記者等派遣事業（市町村）

目的：聴覚障害者等からの手話通訳者等及び要約筆記者等の派遣の要請に対して、鳥取県内に派遣する場合は、鳥取県において登録された手話通訳者等及び要約筆記者等を派遣し、鳥取県外に派遣する場合は、派遣先の地方公共団体又はその委託を受けた者において登録された手話通訳者等のうちから適当と認められる者を選定し、派遣する等の調整の任にあたり、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保に努める。

- 東部圏域登録手話通訳者及び手話奉仕員派遣件数 1,670件見込
- 東部圏域登録要約筆記者及び要約筆記奉仕員派遣件数 30件見込
- 中部圏域登録手話通訳者及び手話奉仕員派遣件数 240件見込
- 中部圏域登録要約筆記者及び要約筆記奉仕員派遣件数 0件見込
- 西部圏域登録手話通訳者及び手話奉仕員派遣件数 680件見込
- 西部圏域登録要約筆記者及び要約筆記奉仕員派遣件数 40件見込
- 東部圏域聴覚障害者意思疎通支援事業研修会

<対象者>登録手話通訳者・登録手話奉仕員・登録要約筆記者・登録要約筆記奉仕員

<開催日時>平成29年5月

<開催場所>鳥取県立福祉人材研修センター（予定）

■中部圏域聴覚障害者意思疎通支援事業研修会

<対象者>登録手話通訳者・登録手話奉仕員・登録要約筆記者・登録要約筆記奉仕員

<開催日時>平成29年4月

<開催場所>琴浦町生涯学習センター（予定）

■西部圏域聴覚障害者意思疎通支援事業研修会

<対象者>登録手話通訳者・登録手話奉仕員・登録要約筆記者・登録要約筆記奉仕員

<開催日時>平成29年6月

<開催場所>米子市公会堂（予定）

◎手話通訳者設置事業（県）

目的：身体障害者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会参加に必要なコミュニケーション支援を提供し、もってその福祉の増進を図る。

■手話通訳者派遣件数 1,040件見込

■要約筆記者派遣件数 160件見込

イ) 聴覚障害者相談員設置事業（定款第4条第4号）

聴覚障害者の社会的自立及び社会参加を促進するために必要な相談支援を実施するため、鳥取県より「聴覚障害者相談員設置事業」を受託して実施する。

目的：聴覚障害者等の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、聴覚障害者等の家庭生活・社会生活の充実に寄与し、もってその福祉の増進を図る。

■東部圏域聴覚障害者相談員相談件数 700件見込

■中部圏域聴覚障害者相談員相談件数 700件見込

■西部圏域聴覚障害者相談員相談件数 780件見込

ウ) 聴覚障害者生活支援事業（定款第4条第4号）

鳥取県内において、手話等のコミュニケーション保障を保ちながら、集団の中で社会性を養い、食生活や栄養の自己管理をすることにより、日常の健康管理や生活習慣病予防に役立ち、QOL向上につながることを目的とする。また、地域との関わりをつくり、地域福祉の充実に図るため、鳥取県全市町村より「聴覚障害者生活支援事業」を受託して実施する。

○東部会場

<開催日時>平成29年4月～平成30年3月（24回）

<開催場所>鳥取市さわやか会館等（予定）

○中部会場

<開催日時>平成29年4月～平成30年3月（24回）

<開催場所>倉吉市成徳公民館等（予定）

エ) 聴覚障害者就労継続支援事業（定款第4条第10号）

障害者総合福祉支援法のうち就労継続支援B型事業を利用して鳥取県に在住する聴覚障害者のうち、主に高齢者と重複障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、生活に関する情報や学習会等の生きがい活動の場と自主製品の開発・制作・販売や受託業務等の就労の場を提供する。

<開催日時>平成29年4月～平成30年3月

<開催場所>聴覚障害者就労継続支援センターふくろう 他

オ) 字幕入り映像ライブラリー貸出事業 (定款第4条第2号)

聴覚障害者等に字幕付映像作品の貸出を行うことにより、聴覚障害者の知識、教養、娯楽、文化の向上に資する情報提供を図るため、鳥取県より受託して実施する。

カ) 聴覚障害者用情報機器貸出事業 (定款第4条第3号)

聴覚障害者の情報収集・提供やコミュニケーションを支援するために、磁気テープなどの聴覚障害者用情報機器の貸出を行うため、鳥取県より受託して実施する。

キ) 遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス事業 (定款第4条第1号、第11号)

◎遠隔手話通訳サービス

ろう者が所持するタブレット型情報端末によるテレビ電話機能を活用し、手話通訳センター等に常駐するオペレーターが当該端末画面を通じて、手話通訳サービスを提供するため、鳥取県より受託して実施する。

■遠隔手話通訳サービス利用件数 12件見込

◎電話リレーサービス

ろう者が電話連絡を必要とする場合、当該ろう者からのテレビ電話等での依頼内容に基づき、電話リレーセンター等に常駐するオペレーターが当該ろう者に代わって、電話をかけた相手にも音声電話をかけるサービスを提供するため、鳥取県より受託して実施する。

■電話リレーサービス利用件数 240件見込

ク) 手話通訳者トレーナー事業 (定款第4条第5号)

経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を実施するため、鳥取県より受託して実施する。

■手話通訳者トレーナー実施件数 120件見込

(2) 聴覚障害者を支援する人材育成事業

ア) 手話通訳者養成研修事業 (定款第4条第5号)

目的：聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に対して、手話技術の伝達と手話技術のレベル向上等を目的とした指導等を行い、本県の手話通訳の人材育成を進め、もって聴覚障害者等の福祉の増進に資する。

■手話通訳者養成講習会 (手話通訳 I)

○東部会場

<日程>平成29年7月～平成30年2月

<時間>10:00～12:00 ※集中講座 10:00～15:00

<場所>県立福祉人材研修センター (予定)

<定員>20名

○西部会場

<日程>平成29年7月～平成30年3月

<時間>13:30～15:30 ※集中講座 10:00～15:00

<場所>米子コンベンションセンター（予定）

<定員>20名

■手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅱ）

○東部会場

<日程>平成29年4月～平成29年11月

<時間>10:00～12:00 ※集中講座 10:00～15:00

<場所>県立福祉人材研修センター（予定）

<定員>20名

○西部会場

<日程>平成29年4月～平成29年11月

<時間>10:00～12:00 ※集中講座 10:00～15:00

<場所>米子コンベンションセンター（予定）

<定員>20名

■手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅲ）

○中部会場

<日程>平成29年6月～平成29年11月

<時間>10:00～12:00

<場所>県立倉吉体育文化会館（予定）

<定員>20名

■手話通訳者養成講習会講師団研修会

<対象者>講師団34名

<開催回数>年4回以上

■登録手話通訳者現任研修会

<対象者>登録手話通訳者54名

<開催回数>年10回以上

■鳥取県登録手話通訳者選考試験

<目的>手話通訳に必要な知識及び技能を有する者を選考するために試験を行う。

<日程>平成29年12月

<場所>県立倉吉未来中心

<内容>社会福祉法人全国手話研修センター実施の手話通訳者統一試験を実施

①筆記試験（手話通訳に必要な基礎知識・国語）

②実技試験（手話の要約・場面通訳）

イ) ステップアップ研修事業（定款第4条第5号）

目的：手話奉仕員養成研修修了者等を対象に、手話通訳者養成研修の受講に求められる手話技術の伝達等を目的とした指導等を行い、スムーズに手話通訳者養成研修の受講ができるように手話通訳者養成研修と手話奉仕員養成研修の橋渡しを図る。

■ステップアップ講座

○東部会場

<日程>平成29年11月～平成30年3月

<時間>18:45～20:45

<場所>県民ふれあい会館

<定員>30名

○中部会場

<日程>平成29年11月～平成30年3月

<時間>13:30～15:30

<場所>県立倉吉体育文化会館（予定）

<定員>30名

○西部会場

<日程>平成29年11月～平成30年3月

<時間>10:00～12:00

<場所>米子コンベンションセンター（予定）

<定員>30名

■鳥取県手話技術認定試験

<目的>手話通訳者養成講習会を受講することが可能かどうか、習得している知識・技能の選考試験を実施する。

<日程>平成29年5月

<場所>（東部会場）県立福祉人材研修センター

（中部会場）県立倉吉未来中心

（西部会場）米子市福祉保健総合センターふれあいの里

<内容>①筆記試験（聴覚障がいに関する必要な基礎知識）

②実技試験（手話の表現及び読み取り）

ウ) 手話奉仕員養成研修事業（定款第4条第5号）

聴覚障害者の社会的自立及び社会参加を促進するために必要なコミュニケーション支援を担う手話奉仕員の養成するために鳥取県19市町村より「手話奉仕員養成研修事業」を受託して実施する。

◎手話奉仕員養成研修事業

目的：聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話奉仕員としての手話技術取得の指導を行い、もって聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保に資する。

■手話奉仕員養成講習会（入門編）

○東部会場

<日程>平成29年10月～平成30年3月

<時間>18:45～20:45

<場所>県民ふれあい会館

<定員>40名

○中部会場

<日程>平成29年10月～平成30年3月

<時間>10:00～12:00

<場所>県立倉吉体育文化会館（予定）

<定員>40名

○西部会場

<日程>平成29年9月～平成30年3月

<時間>10:00～12:00

<場所>米子コンベンションセンター（予定）

<定員>40名

■手話奉仕員養成講習会（基礎編）

○東部会場

<日程>平成29年4月～平成29年10月

<時間>18:45～20:45

<場所>県民ふれあい会館(予定)

<定員>40名

○中部会場

<日程>平成29年4月～平成29年9月

<時間>13:30～15:30

<場所>県立倉吉体育文化会館(予定)

<定員>40名

○西部会場

<日程>平成29年4月～平成29年10月

<時間>13:30～15:30

<場所>米子コンベンションセンター(予定)

<定員>40名

■手話奉仕員養成講習会講師団会議

○東部会場

<対象者>講師団11名

<開催回数>年2回以上

○中部会場

<対象者>講師団8名

<開催回数>年2回以上

○西部会場

<対象者>講師団7名

<開催回数>年2回以上

■登録手話奉仕員現任研修会

○東部会場

<対象者>登録手話奉仕員24名

<開催回数>年1回以上

○中部会場

<対象者>登録手話奉仕員18名

<開催回数>年1回以上

○西部会場

<対象者>登録手話奉仕員30名

<開催回数>年1回以上

エ) 要約筆記者養成研修事業(定款第4条第5号)

目的:聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記者としての要約筆記技術取得の支援等を行い、もって手話修得の困難な聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保に資する。

■要約筆記者養成講習会

○東部会場 ※手書きコース・パソコンコース

<日程>平成29年6月～平成29年12月

<時間> 13:00～17:00

<場所> 県立福祉人材研修センター（予定）

<定員> 20名（各コース）

○西部会場 ※手書きコース・パソコンコース

<日程> 平成29年6月～平成29年11月

<時間> 10:00～15:00

<場所> 米子市福祉保健総合センター（予定）

<定員> 20名（各コース）

■要約筆記者養成講習会講師団会議

<対象者> 講師団（手書きコース） 9名

講師団（パソコンコース） 10名

講師団（両コース） 4名

<開催回数> 年3回以上

■要約筆記者養成養成講習会講師学習会

<対象者> 講師団（手書きコース） 9名

講師団（パソコンコース） 10名

講師団（両コース） 4名

<開催回数> 年4回以上

■要約筆記者指導者養成研修受講者による伝達講習会

<対象者> 講師団（手書きコース） 9名

講師団（パソコンコース） 10名

講師団（両コース） 4名

<開催回数> 年1回

■登録要約筆記者等現任研修会

<対象者> 登録要約筆記者 24名

登録要約筆記奉仕員 66名

<開催回数> 年10回以上

■鳥取県登録要約筆記者選考試験

<目的> 要約筆記に必要な知識及び技能を有する者を選考するために試験を行う。

<日程> 平成30年2月

<場所> 県立倉吉未来中心（予定）

<内容> 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会及び特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会主催による「全国統一要約筆記者認定試験」を導入

①筆記試験（要約筆記者養成カリキュラムの必須科目の範囲）

②実技試験

オ) 鳥取県聴覚障がい者福祉研修会（定款第4条第8号）

鳥取県内において、聴覚障害者支援に関わる関係者の資質向上と、聴覚障害者の理解を広めるための対人援助研修を行うため、当法人として実施する。

<開催日時> 平成29年8月

<開催場所> 鳥取市（予定）

カ) 手話通訳者指導者養成事業 (定款第4条5号)

手話通訳者の養成を担う指導者を育成することにより、鳥取県より受託する手話通訳者養成事業の実施体制の充実を図り、もって聴覚障害者等の福祉の増進に資する。

(3) 県民等に対する啓発普及事業

ア) 鳥取県手話フォーラム (定款第4条第8号)

鳥取県手話言語条例にある、県民のろう者への理解と手話の普及促進を目的に、誰もがいつでもどこでも手話でコミュニケーションができ、安心して暮らせる社会の実現を目指すため、当法人として実施する。

<開催日時>平成29年11月

<開催場所>米子市 (予定)

イ) 県民向けミニ手話講座開催事業 (定款第4条第8号)

手話に興味がある県民を対象として、誰でも気楽に参加できる県民向けミニ手話講座を実施するため、鳥取県より「県民向けミニ手話講座開催事業」を受託して実施する。

■東部圏域、中部圏域、西部圏域で各12回以上、計36回開催

【収益事業等】

《収-1 出版物等普及事業》

聴覚障害・手話に関する書籍や商品を仕入・制作し販売し、聴覚障害者への理解の普及に努めるため、出版物等の普及を当法人として実施する。

(1) 出版事業

手話や聴覚障害者に関する書籍 (DVDなどの映像物含む) の啓発・普及を行い、手話に対する理解を広める。出版物は (一財) 全日本ろうあ連盟等が出版しているものである。

(2) 事業部 (用具の販売やイベント企画実施等)

聴覚障害者用福祉用具や関連商品の販売・普及、また聴覚障害者及び関係者向けのイベント等を当法人として、企画し実施する。

《収-2 聴覚障害者情報保障促進事業》

特定する聴覚障害者に対して必要な情報提供やコミュニケーションの確保をすることにより、社会の中で人間として尊重され、主体的に活動し生きがいのある社会生活が送れることを目指し、主催者からの依頼に応じてさまざまな場面において聴覚障害者の情報保障を行う。この事業は、障害者自立支援法に定められている「地域生活支援事業 (コミュニケーション支援事業)」の制度とされていない分野の手話通訳等派遣を当法人として実施する。

■手話通訳者派遣件数 260件見込

■要約筆記者派遣件数 20件見込

《収-3 聴覚障害者及び手話に関する理解促進事業》

学校、行政、地域等において、聴覚障害者の歴史・おかれている環境や聴覚障害者自身による体験の講演や手話の実技指導等の講師派遣を当法人として実施する。

■講師派遣件数 150件見込

《他ー1 会員・関係団体相互扶助事業》

(1) 鳥取県ろうあ者大会

県内に在住するろう者とろう者の福祉に関わる人たちが一堂に会し、ろう者の社会的な地位向上と自立及び社会福祉の増進を目指しながら研鑽と交流を深め、ろう者が人間として、より良い豊かな暮らしができる社会の実現を目指すことを目的とする。

＜開催日時＞平成29年6月

＜開催場所＞東伯郡（予定）

(2) 職場での情報保障を考える集い

ろう者は自分の言いたいことをうまく説明ができず、また周りで接する人も聞こえない特性を知らないために、ろう者に対する誤解を生じやすい。そのため、職場内でのコミュニケーションがうまくできないために、仕事に対する評価が低くなったり、仕事への意欲を失うろう者が多い。ろう者自身がうまくコミュニケーションをとる工夫を学ぶとともに、ろう者を採用している企業、支援する機関などに聞こえない特性の理解を拡げる目的で、学習会及び意見交換会を開催する。

＜開催日時＞平成30年1月

＜開催場所＞米子市（予定）

(3) 第2回鳥取県ろう教育を考える集い

全国的なろう教育の現状、教育現場の様子、聞こえない子どもを持つ保護者の思いなどを話し合い、鳥取県でのろう教育の在り方、方向性について考える。

＜開催日時＞平成30年2月

＜開催場所＞鳥取市（予定）

(4) 耳の日記念集会

手話を通してろう者と聞こえる人との関わりを大切にし、あわせてろう者への差別撤廃、人間としての諸権利の獲得を広く社会へ啓発していくことで、一層の連帯を強め、共に歩む社会を築いていくことを目的とする。

＜開催日時＞平成30年3月

＜開催場所＞鳥取市（予定）

(5) 鳥取県ろうあ者将棋大会

鳥取県内のろう者及び一般市民が、お互いの技術向上を目指しながら、将棋を通して交流することで、共生社会への理解を深めることを目的とする。

＜開催日時＞平成29年11月

＜開催場所＞倉吉市（予定）

(6) 幹部養成研修会

当事者団体としての役割と、それを果たすための課題を解決するため、今まで以上の組織的な力が求められている。県内におけるろうあ運動を発展させ、組織強化につながる人材育成を目的として開催する。

＜開催日時＞平成29年12月

＜開催場所＞倉吉市（予定）

(7) 全国手話検定試験事業

手話学習者を対象に、学習過程における手話コミュニケーション能力の到達度を評価する試験として、本検定試験を実施する。本試験を実施することによって、手話学習者の学習意欲の継続、増進をはかることを目的とする。(主催：社会福祉法人全国手話研修センター)

ア) 全国手話検定試験受験者のための学習セミナー

<開催日時>平成29年9月

<開催場所>倉吉市(予定)

<実施級>5級・4級

イ) 第12回全国手話検定試験

<開催日時>平成29年10月

<開催場所>倉吉市(予定)

<実施級>5級・4級・3級・2級

(8) 鳥取の手話を創り、守り、伝える事業

鳥取の手話(以下「地域手話」という。)の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展に資することを目的として実施する。高齢ろう者の手話の記録や新しい手話の検討などを行うことを目的とする。

(9) 機関紙「とり聴協新聞」発行

ろう者のために幅広く福祉情報を提供するとともに、ろう者に対する理解と啓発を促すため、当法人として機関誌を毎月発行する。

(10) 青年部

ア) 定期総会

<開催日時>平成29年4月

<開催場所>倉吉市(予定)

イ) 鳥取県ろうあ青年の夏の交流会

ろう運動の歴史認識を深め、ろう者の生活の現状と課題を知ること、また、交流する中でお互いの悩みなどの情報を共有し、今後の活動に繋がる仲間を増やすことを目的とする。

<開催日時>平成29年7月

<開催場所>倉吉市(予定)

ウ) 臨時総会

<開催日時>平成29年9月

<開催場所>倉吉市(予定)

エ) 鳥取県ろうあ青年の集い

ろう運動の歴史認識を深め、ろう者の生活の現状と課題を知ること、また、交流する中でお互いの悩みなどの情報を共有し、今後の活動に繋がる仲間を増やすことを目的とする。

<開催日時>平成30年1月

<開催場所>米子市（予定）

（11）女性部

ア）定期総会

<開催日時>平成29年4月

<開催場所>鳥取市（予定）

イ）第9回鳥取県ろうあ女性集会

ろうあ女性相互の情報交換の場及び学習の場を提供することにより、ろうあ女性の社会参加を促進し、より良い社会生活を実現する術を身につけることを目的とする。

<開催日時>平成29年7月

<開催場所>鳥取市（予定）

ウ）臨時総会

<開催日時>平成29年7月

<開催場所>鳥取市（予定）

エ）料理教室

健康的な生活のもととなる食事生活を改善するきっかけを作り、適切な食事内容を学ぶことを目的とする。

<開催日時>平成30年1月

<開催場所>倉吉市（予定）

（12）高齢部

ア）定期総会

<開催日時>平成29年4月

<開催場所>鳥取市（予定）

イ）高齢者のつどい

コミュニケーションの手段に著しい障害を有するろうあ高齢者は、社会生活上困難な状況に置かれがちである。手話による情報保障を行うことで、少しずつでも社会生活に必要な知識の吸収を図る場を設け、ろうあ高齢者の福祉の増進に資する。

<開催日時>平成29年7月

<開催場所>鳥取市（予定）

ウ）臨時総会

<開催日時>平成29年7月

<開催場所>鳥取市（予定）

エ）健康塾

手話による情報を保障することで、ろうあ高齢者の社会生活に必要な知識を得る場を作り、健康で文化的な生活が送れることを目的とする。

<開催日時>平成29年11月

<開催場所>鳥取市(予定)

(13) スポーツ部

ア) 定期総会

<開催日時>平成29年4月

<開催場所>倉吉市(予定)

イ) 激励会

鳥取県から全国のスポーツ競技に参加する選手を激励し、選手同士の情報交換を行うことで結束を強め、もって社会参加への意欲を向上させる。

<開催日時>平成29年7月

<開催場所>倉吉市(予定)

ウ) 臨時総会

<開催日時>平成29年9月

<開催場所>倉吉市(予定)

(14) 聴覚障害者日常生活訓練事業

コミュニケーションの手段に著しい障害を有するため、社会生活上困難な状況に置かれがちな聴覚障害者の社会生活に必要な知識の吸収を図る場を設けることにより、聴覚障害者の福祉の増進に資する。

ア) 鳥取県東部ろうあ協会

<開催日時>平成29年8月・平成30年2月(計2回)

<開催場所>鳥取市(予定)

イ) 鳥取県中部ろうあ協会

<開催日時>平成29年9月・平成30年2月(計2回)

<開催場所>倉吉市(予定)

ウ) 鳥取県西部ろうあ協会

<開催日時>平成29年6月・9月・平成30年2月(計3回)

<開催場所>米子市(予定)

(15) 聴覚障害者の福祉の増進のための調査及び研究

聴覚障害者の生活及び福祉の現状について実態調査を行い、聴覚障害者の福祉の向上につなげるため、聴覚障害者福祉に関するアンケート調査を行う。